

新冠町町内事業者優先発注について（概要）

1. 目的

本基準は、適正な競争原理のもとで公正性を確保したうえで、新冠町が実施する公共調達により地元経済の発展を目指し、持続可能で活力ある地域社会の実現に寄与すること、また、地域における雇用の確保、町内事業者の育成を図る目的から、できる限り町内事業者に発注を行うよう努めるものです。

2. 定義

町内事業者	新冠町内に本社もしくは本店を有する者、又は新冠町内に受任地（支社、支店、営業所等をいう。以下同じ。）を有し、その代表者に契約履行に関する権限を与えている者
道内事業者	北海道内で新冠町以外に本社もしくは本店を有する者、又は受任地を有し、その代表者に契約履行に関する権限を与えている者
道外事業者	上記以外の者

3. 基準

建設工事・建設工事に係る業務委託	物品購入・業務委託
町内業者の選定を優先	
新冠町入札参加資格者から選定	
技術的難易度の高い建設工事等で町内事業者のみでは対応できない又は競争性が確保されないときは、工事施工及び業務履行の成績等を総合的に勘案して、道内事業者、道外事業者の順に対象を拡大	物品調達が困難又は技術的難易度の高い業務で町内事業者のみでは対応ができない又は競争性が確保されないときは、事業者の有する資格や実績等を総合的に勘案して、道内事業者、道外事業者の順に対象を拡大
受注者へ下請負、建設資材、部品調達等について町内事業者が発注するよう要請	受注者の再委託について可能な限り町内事業者の活用に努めるよう要請

4. 基準の解釈

- ①本基準は町内事業者優先の余地を考慮するものであり、入札参加資格を有しない事業者を新冠町の公共調達から排除することを目的とするものではありません。
- ②本基準は町内事業者が新冠町のすべての公共調達契約を受注することを目的とするものではありません。
- ③本基準は町内事業者の受注機会の確保及びその育成に努めると同時に、町内業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものです。